

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立特別支援教育総合研究所】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立特別支援教育総合研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 該当なし(財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととしていますが、現在、不要と判断しているものはない。)
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当なし(不要な施設と判断しているものはない。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 自主的な見直しにより、資産貸付料収入の見直しや出版権の設定を行っている。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより、平成24年度は賃貸借料等を1,856千円削減できた。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより、平成24年度は賃貸借料等を1,856千円削減できた。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 該当なし(海外事務所を有していない。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし(平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとし、平成24年度からその使用を開始した。)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 該当なし(研修事業・セミナーについては、ニーズ調査の結果や前年度実績をもとに事業規模を決定しており、見直しにより不要となるものと判断したものはない。)

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・一者応募については①入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級とした。)、② 詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめホームページに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をホームページに掲載)、③ 十分な公告期間の確保等(一般競争入札の公告期間を14日から20日に変更)等の見直しを行った。</p> <p>※平成22年度の状況  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等142,109千円(81.4%)、競争性のない随意契約20,316千円(11.6%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等25件(78.1%)、競争性のない随意契約5件(15.6%)</p> <p>平成23年度の状況  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等76,973千円(70.0%)、競争性のない随意契約31,912千円(29.0%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等16件(76.2%)、競争性のない随意契約4件(19.0%)</p> <p>平成24年度の状況  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等168,441千円(92.5%)、競争性のない随意契約12,644千円(6.9%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等12件(70.6%)、競争性のない随意契約4件(23.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立特別支援教育総合研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし(関連法人を有していない。)</p>

<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 研究所本体の庁舎警備について筑波大学附属久里浜特別支援学校と複数年共同調達を実施している。ネットワーク回線については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が行う回線の複数年共同調達に平成24年度から参加した。東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、教員研修センター等と共同調達を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 官民競争入札の先行事例を調査して検討を進めているが、検討に当たっては事業規模の小ささなどが課題となっている。 なお、平成28年度導入予定の電子計算機システム保守業務一式について、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施する予定である。さらに、本研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契約を行っている。これらにより、経費の節減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)の内容をもとに、対応について検討を進めている。</p>
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に準拠し、以下の措置を実施している。 【役員】 ・人勤分: 俸給表改定を平成24年4月から実施。平成23年4月～平成24年3月分を平成24年6月期末手当で調整。 ・臨時特例分: 平成24年4月から平成26年3月まで実施。平成24年4月分を平成24年6月期末手当で調整。 【職員】 ・人勤分: 俸給表改定を平成24年4月から実施。 ・臨時特例分: 平成24年5月から平成26年3月まで実施。ただし、人事交流職員については、交流元の措置内容・実施時期に合わせた減額措置を行う。</p> <p>● 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)」に準拠した措置を平成25年1月1日より実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 本研究所は、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、ラスパイレズ指数が研究職で88.7%、事務・技術職員で97.1%(平成24年度)である。</p>

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役員の給与水準の公表を毎年行っている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 中期計画において、「管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3.0%以上、業務経費1.0%以上の業務の効率化を図る。」こととし、平成23年度から設定している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の事業区分に基づき、所要額を原則として積み上げ方式で積算し、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査コンプライアンス室を設置し、内部監査業務を行っている。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 施設使用料について、不動産鑑定士による料金の鑑定ならびに受益者の負担を適正に行う観点から料金改定を行った。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 関係機関、民間企業等から資金面、広報面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページ上で寄附のお願いを行っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 研究成果報告書のうち、ガイドブック等については著作権を設定して市販化を行っている。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、専門的知識を有する者を委員とする外部評価部会を設置し、研究成果に係る評価を実施し、評価結果を分析し次年度計画等に反映させている。また、各種校長会長や大学等の外部有識者等で構成する運営委員会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は行っていない。)</p>

No.	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。	2a	平成24年度における研究課題については、前年度から継続となるものも含め、実際の・先導的研究課題への対応という観点で踏まえて精選し、研究課題数を絞り込む中で、インクルーシブ教育システムの構築や教育におけるICT（情報通信技術）活用といった喫緊の課題に対して、予算の重点配分を行った。平成25年度においても、同様の観点から、さらに研究課題数を精選した。 (研究課題数、予算) 平成22年度：27課題、144,016千円 平成23年度：21課題、123,216千円 平成24年度：15課題、110,895千円、平成25年度：11課題 99,805千円	今後もナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。
02 研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。	2a	特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成23年度限りで本制度自体を廃止することとした。 さらに各研究協議会についても見直しを行い、「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」については、各都道府県等において同じ目的の研修が実施されるようになったことから、平成24年度をもって廃止することとした。また、国の政策的課題に対応する「就学相談・支援担当者研究協議会」を平成25年度から新たに設けることとした。 なお、特別支援教育専門研修及び各研究協議会については、平成23年度から外部講師による講義を減らすことなどの見直しを行っている。引き続き、研修の在り方を見直しを進める。 (予算) 平成22年度26,681千円、平成23年度22,420千円、平成24年度20,178千円、平成25年度18,160千円	今後もナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03 教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。	2a	平成23年度から、「教育相談年報」を「世界の特別支援教育」と統合し、インターネットを活用した提供を引き続き行っている（実績：平成22年度987千円→平成23年度31千円）。 第3期中期計画において、教育相談情報提供システム※（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めることを明確に位置付け、本システムを効果的に運用できるようシステムの充実を図った。 ※「教育相談データベース」は、第3期中期計画において、実態をより適切に表すため、その名称を「教育相談情報提供システム」と改めた。	今後も統合した刊行物について、インターネットを活用した提供を行い、また、教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。
04 情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。	2a	平成23年度において、国際交流に関する英文刊行物「Journal of Special Education on Asia Pacific」、[NISE Newsletter]及び「NISE Bulletin」を統合し（実績：平成22年度2,936千円→平成23年度886千円）、国際交流に関する和文刊行物「世界の特別支援教育」については「教育相談年報」と統合した（実績：【03の再掲】平成22年度987千円→平成23年度31千円）。このことと併せてそれぞれインターネットを活用した提供を引き続き行っている。	今後もインターネットを活用した提供を行う。
	研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。	1a	平成23年度から毎年2回開催していたセミナーを統合し、年1回で開催することとした。このことにより資料印刷費や会場借上費等の経費を縮減した（実績：平成22年度4,557千円→平成23年度2,926千円）。	措置済み
05 国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。	1a	毎年開催していた国際セミナーを平成22年度限りで廃止済みであり、このことにより会場借上費等の経費を9,280千円縮減した。	措置済み

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。	1a	平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとし、平成24年度からその使用を開始した。	措置済み
07 事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施	リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	平成22年度限りでリエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、平成23年度から、面積を縮減（45㎡→20㎡）した上で、学術総合センターに集約化済みである（実績：平成22年度2,844千円→平成23年度862千円）。	措置済み

No.	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 研究事業評価システムの見直し	教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案（事前）・実施時（中間）、研究成果（事後）を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。	1	研究評価システムについては、ホームページ上に構築し、平成20年度より運用開始し、現在も継続して実施している。	今後もホームページ上で研究評価システムを運用する。
2	事務及び事業の見直し 研究事業評価システムの見直し	上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。	1	研究については、研究評価システムを通じて寄せられた意見等も参考にするとともに、研究所の評価委員会における評価結果を研究代表者等にフィードバックすることにより、研究の質の底上げを図ることとしている。	今後も寄せられた意見等も参考にするとともに、評価委員会の評価結果をフィードバックする。
3	事務及び事業の見直し 研修事業評価システムの見直し	教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案（事前）・実施時（中間）、実施後（事後）において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。	1	研修評価システムについては、ホームページ上に構築し、平成20年度より運用開始し、現在も継続して実施している。	今後もホームページ上で研修評価システムを運用する。
4	事務及び事業の見直し 研修事業評価システムの見直し	平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。	1	事前計画書の作成・提出については、平成20年度から実施し、現在も継続して実施している。 また、修了1年後のアンケート調査については、平成18年度修了研修分から実施し、現在も継続して実施している。	今後も事前計画書の作成・提出及び修了1年後のアンケート調査を実施する。
5	事務及び事業の見直し 研修事業評価システムの見直し	上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。	1	研修については、研修評価システムを通じて寄せられた意見等も参考に、研修内容等について見直しを行うことにより、研修の質の底上げを図ることとしている。	今後も寄せられた意見等も参考に、研修内容等の見直しを行う。
6	事務及び事業の見直し 研修事業	平成20年度より一部研修を廃止（13研修→10研修）する。	1	各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊の課題等の動向を探りながら研修内容等を見直し、平成25年度においては、特別支援教育専門研修の3研修、各種研究協議会の4研修を実施している。	今後も研修内容等の見直しを行う。
7	事務及び事業の見直し 個別教育相談業務	保護者等からの個別の教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。	1	保護者等からの個別の教育相談については廃止している。なお、都道府県等が行う教育相談支援のため、発生頻度の低い障害等、各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談や、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談を実施している。	今後も個別の教育相談については廃止する。
8	事務及び事業の見直し 個別教育相談業務	平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。	1	情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とした。	今後もHP上での公開・頒布を原則とする。
9	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。	1	平成21年度の年度計画から定量的な目標を定めており、経営の効率化を図るとともに自己収入の増大に努めている。	今後も自己収入の増大に努める。